令和２年度　貸金業トピックス

バックナンバー

|  |  |
| --- | --- |
| 掲載月 | 内容 |
| ３月 | ○緊急事態宣言解除に伴う各種届出等の提出方法について　・令和3年2月28日、政府は大阪府域における緊急事態宣言を解除しました。 　　これを受け大阪府では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、変更届等の提出 　　を郵送での受付としておりましたが、3月以降は、従来どおり原則来庁による受付とさせていだ 　　きます。 　　なお、その際はマスク等の着用や来庁時の検温にご協力くださいますようお願いします。   　  ※ご不明点等については大阪府金融課貸金業対策グループ（電話番号　06-6210-9506） 　　までご連絡ください。 　  ※日本貸金業協会協会員の方は、同協会大阪府支部へご相談ください。 　 　（参考）日本貸金業協会 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン　[こちら(外部サイト)](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/covid19_guideline.php) 　　　よりご確認ください。 |
| ２月 | ○登録申請書等様式改訂のお知らせ 　・令和2年12月23日付けで公布、施行された貸金業法施行規則及び貸金業者向けの総合的な 　　監督指針の一部改正により、登録申請書等の各種様式から押印が廃止され、併せて、氏名を記載 　　する際に旧氏（きゅううじ）の使用が可能となりました。  　　これに伴い、従前から本府より提供しておりました登録申請書及び変更届出書等の各種様式の改 　　訂を行いました。 　　※改正内容の詳細は、金融庁の[ホームページ(外部サイト)](https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20201223/20201223.html)をご確認ください。  　・改訂後の様式につきましては、以下の府ホームページに掲載するとともに、大阪府知事登録の貸 金業者の皆様へ郵送いたしましたのでご確認ください。今後、本府へ提出する各種様式につきましては、改訂後の様式をご使用ください。 ※なお、様式の押印廃止に伴い、捨印欄についても削除しております。  　　【改訂後の様式】は[こちら](http://www.pref.osaka.lg.jp/kashikin/kashikin_touroku/sinsei_nagare.html)  ○緊急事態宣言発令に伴う各種届出等の提出方法について【再掲】 ・令和3年2月2日、政府は緊急事態宣言の延長を決定し（延長期間は2月8日から3月7日）、  不要不急の外出自粛等を要請しております。   これを受け大阪府では、原則、来庁により受付をしておりました変更届等の各種届出を、緊急事  態宣言発出中は、郵送で受付けることといたします。  また、新型コロナウイルス感染症の影響で、各種届出の提出期限を経過する可能性がある場合は、  事前に大阪府までご相談ください。    ※ご不明点等については大阪府金融課貸金業対策グループ（電話番号　06-6210-9506）まで  ご連絡ください。  ※日本貸金業協会 協会員の方は、同協会大阪府支部へご相談ください。  　（参考）日本貸金業協会 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン　[こちら(外部サイト)](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/covid19_guideline.php)より ご確認ください。 |
| １月 | ○緊急事態宣言発令に伴う各種届出等の提出方法について  　・令和3年1月13日、大阪府全域に緊急事態宣言が発出（期間は1月14日から2月7日） 　　され、不要不急の外出自粛等を要請しております。これを受け大阪府では、原則、来庁により受 　　付をしておりました変更届等の各種届出を、緊急事態宣言発出中は、郵送で受付けることといた 　　しました。 　　また、新型コロナウイルス感染症の影響で、各種届出の提出期限を経過する可能性がある場合は、  　　事前に大阪府までご相談ください。  　　　 ※ご不明点等については大阪府金融課貸金業対策グループ（電話番号　06-6210-9506） までご連絡ください。 ※日本貸金業協会 協会員の方は、同協会大阪府支部へご相談ください。  　 （参考）日本貸金業協会 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン　 [こちら(外部サイト)](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/covid19_guideline.php)よりご確認ください。  ○「貸金業法施行規則」及び「監督指針」の一部が改正されました。  　・令和2年12月23日に、「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令（内閣府令第七十 　　五号）」及び「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正が公布、施行されました。 　　これにより、各種様式の押印が廃止され、併せて、氏名を記載する際に旧氏（きゅううじ）の 　　使用が可能となります。  　　※改正内容の詳細は、金融庁の[ホームページ(外部サイト)](https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20201223/20201223.html)をご確認ください。 ※大阪府の様式等につきましては、改正準備中ですので、改めてお知らせいたします。  ○ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）アンケート調査は全業者提出が必要です。   ・ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）の公表が2021年以降は恒久的に停止される可能性が  高まっています。そうした状況を踏まえ、金融庁は「ロンドン銀行間取引金利の利用状況にかか   るアンケート調査」を発出しました。  内容の詳細は、金融庁の[ホームページ(外部サイト)](https://www.fsa.go.jp/policy/libor/libor.html)をご確認ください。  　【問合せ先】調査に関する問合せ：金融庁監督局総務課金融会社室（電話：03-3506-6173）提出に関する問合せ：大阪府 商工労働部 中小企業支援室 金融課 貸金業対策グループ （電話：06-6210-9506）  【提出期限】令和3年1月15日（金）  　【提出方法】電子メール、FAX、郵送のいずれかの方法 （電子メールアドレス：kashikin@gbox.pref.osaka.lg.jp ）  　【提 出 先】大阪府 商工労働部 中小企業支援室 金融課 貸金業対策グループ （電話：06-6210-9506　 Fax：06-6210-9510　  住所：大阪市住之江区南港　　北1-14-16　大阪府咲洲庁舎25階） |
| １１月 | ○みなし貸金業者の方は、残貸付債権が結了するまで毎年報告が必要です。  　・貸金業を廃業した後であっても、残貸付債権を保有している間は「みなし貸金業者」に該当する 　　こととなり、全ての取引が結了するまで、毎年「残貸付債権の状況等に係る報告書」を提出して 　　いただかなければなりません。 　　お忘れのないようご注意ください。報告書の様式は[こちら](http://www.pref.osaka.lg.jp/kashikin/kashikin_touroku/kakusyu_todokede.html)からご確認ください。　　　　 　　 　【提出期限】 　　残貸付債権を保有している場合…毎事業年度経過後3か月以内 　　残貸付債権が０となった（結了した）場合…全ての取引が結了した日から2週間以内　 　 　・提出先 　　大阪府商工労働部中小企業支援室金融課（電話:06-6210-9506　住所:大阪市住之江区南港北1-14-16　大阪府咲洲庁舎25階） |
| １０月 | ○【再掲】本人確認等のために医療保険の被保険者証の提示等を求める際は注意してください！ 　（令和２年１０月１日以降）  ・令和元年５月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により、被保険者等記号・番号等が個人単位化されることに伴い、個人情報保護の観点から、同記号・番号等の告知を求めることが制限されます。  ・本人確認等を目的に、被保険者証の提示を求める際には、以下の留意事項に注意してください。  【留意事項】 ‐ 被保険者等記号・番号等の告知を求めているかのような説明を行わないこと。 　（ホームページ等でそのような記載をしている場合は、文言を訂正する等の対応が必要とな　　 　　ります。） ‐ 被保険者証の写しをとる際は、マスキングを施す等、同記号・番号等が復元できないように 　 すること。　等  　・同法律の施行に伴い、貸金業法施行規則の一部の改正が予定されております。  ※ 内容の詳細については、以下のホームページをご確認ください。  ・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に ついて　[厚生労働省のホームページ(外部サイト)](https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/198.html)  ・「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」について [金融庁のホームページ(外部サイト)](https://www.fsa.go.jp/news/r2/kashikin/20200824/20200824.html)  ○貸金業を開始・休止・再開する場合は届出が必要です！  　・貸金業者が貸金業を開始・休止・再開する場合、該当事由発生日から２週間以内に貸金業法 第２４条の６の２第１号の規定に基づく届出を下記の提出先へ提出しなければなりません。 お忘れのないようご注意ください。届出の様式はこちらからご確認ください。  　 ・提出先 協会員：日本貸金業協会大阪府支部（電話:06-6260-0921　住所:大阪市中央区南船場1丁　　　 　　　　目16番20号 ムラキビルディング3階） 非協会員：大阪府商工労働部中小企業支援室金融課（電話:06-6210-9506　住所:大阪市住 　　　　　之江区南港北1-14-16　大阪府咲洲庁舎25階） |
| ９月 | ○本人確認等のために医療保険の被保険者証の提示等を求める際は注意してください！ 　（令和２年１０月１日以降） ・令和元年５月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康 　　保険法等の一部を改正する法律」により、被保険者等記号・番号等が個人単位化されることに  伴い、個人情報保護の観点から、同記号・番号等の告知を求めることが制限されます。 　・ 本人確認等を目的に、被保険者証の提示を求める際には、以下の留意事項に注意してください。 　　　 　【留意事項】 　　‐ 被保険者等記号・番号等の告知を求めているかのような説明を行わないこと。 　　　（ホームページ等でそのような記載をしている場合は、文言を訂正する等の対応が必要と  なります。） 　　‐ 被保険者証の写しをとる際は、マスキングを施す等、同記号・番号等が復元できないように  すること。　等  　・ 同法律の施行に伴い、貸金業法施行規則の一部の改正が予定されております。  （令和２年９月２８日時点） 　　　 　　 　　※ 内容の詳細については、以下のホームページをご確認ください。 　 ・ 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」  について　厚生労働省のホームページ(外部サイト) 　　・ 「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」について　金融庁のホームページ  (外部サイト) |
| ８月 | ○「日本貸金業協会　新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の策定について  ・日本貸金業協会では、業務を継続するための考え方・例示等を整理した新型コロナウイルス 感染症対策ガイドラインを策定しています。 本ガイドラインをご一読いただき、新型コロナウィルス感染症対策に取り組んでいただきます ようお願いします。  　　※内容の詳細については、日本貸金業協会のホームページ(外部サイト)をご確認ください。 |
| ７月 | ○変更届の提出について  ・大阪府で貸金業登録を受けている貸金業者の方は、登録内容に変更が生じた際、変更届の提出が 　　必要となります。 　　変更届を提出し忘れていないか、今一度ご確認ください。また、変更内容により、提出の時期が 　　異なりますのでご注意ください。  　【変更から２週間以内に届出が必要なもの】 　　　・「商号」 　　　・個人事業主の「氏名」 　　　・法人における役員・株主・法定代理人の「就任・退任・役職・氏名」 　　　　※役職については、取締役が代表取締役に就任した場合のみ必要です。 　　　・使用人の「就任・退任・氏名」 　　　・貸金業務取扱主任者 　　　・業務の方法等  　　【変更内容について事前に届出が必要なもの】 　　　・営業所の「移転・新設・廃止・名称」 　　　・広告又は勧誘する際に表示する「連絡先等」  　　　※内容の詳細については、こちらをご確認ください。 |
| ６月 | ○新型コロナウイルス感染症に関する変更届等の各種届出への対応について   ・大阪府では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、変更届等の提出を  郵送での受付としておりましたが、6月以降は、従来どおり原則来庁による受付とさせていただ　 　　きます。なお、その際はマスク等の着用にご協力下さいますようお願いします。  　　※ご不明点等については大阪府金融課貸金業対策グループ（電話番号　06-6210-9506） までご連絡ください。  **○新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組みと業務の継続について**  　・金融庁では、金融機関等に対し、緊急事態解除宣言後も、引き続き感染拡大防止に努めつつ、 　　事業者等の資金繰り支援を始めとする業務を継続するよう要請しています。 　・緊急事態解除宣言後も政府や都道府県の方針・要請等に従い、業務を継続するに当たっては、　　　　 　　店舗等における「三つの密（密閉、密集、密接）」の回避等の取組みをお願いします。   　※内容の詳細については、[金融庁のホームページ(外部サイト)](https://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20200525danwa.html)をご確認ください。 |
| 5月 | ○新型コロナウイルス感染症に関する変更届等の各種届出への対応について  ・大阪府では、変更届等の提出は原則、来庁で受付しておりましたが、「3つの密」を  避けるため、当面の対応として郵送での受付を行っております。  なお、新型コロナウィルス感染症の影響で、提出期限を経過することになった場合は、  その旨の理由書を添付していただければ、受付いたします。  　　※ご不明点等については大阪府金融課貸金業対策グループ（電話番号　06-6210-9506）  までご連絡ください。  ○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた信用情報の取り扱いについて    ・指定信用情報機関より、全加盟会員に対し、新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする  返済猶予等を行った際に、顧客の信用情報の登録・更新に関し不利益を被らないよう柔軟な  対応を要請されています。（例：延滞情報の登録基準に該当しないこととすること等）    ※内容の詳細については、ＪＩＣＣのホームページ(外部サイト)　ＣＩＣのホームページ  (外部サイト)をご確認ください。  ○貸金業務取扱主任者の登録更新完了通知（写し）の提出について  ・大阪府では、3年に1回更新する貸金業務取扱主任者（以下、「主任者」という。）の  登録更新結果を確認する必要がありますので、登録更新完了後、主任者に送付される  「貸金業務取扱主任者の登録更新完了通知」を受領次第、速やかにその写しを以下のとおり  提出してください。  　　・　提出期限　　 主任者がこの通知を受領後、速やかに提出してください。  　　・　提出書類　　　「貸金業務取扱主任者の登録更新完了通知」の写し  　　・　提出先　　　　大阪府商工労働部中小企業支援室金融課  （電話：06-6210-9506　住所：〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16  大阪府咲洲庁舎25階）  　　※内容の詳細については、大阪府金融課のホームページをご確認ください。 |
| ４月 | ○民法の一部を改正する法律（債権法改正）について  ・平成２９年５月２６日，民法の一部を改正する法律（平成２９年法律第４４号）が成立し，  一部の規定を除き，令和２年（２０２０年）４月１日から施行されております。  　契約書面等各種業務書面について、改正内容に適用しているか今一度ご確認ください。  　（改正のあったものの例）  　　消滅時効  　　法定利率  　　保証  　※改正内容の詳細については、[法務省のホームページ(外部サイトを別ウインドウで開きます)](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html)を  参考にしてください。 |
| ○各種書面の取扱いの変更について  ・貸金業法施行規則の一部等の改正により、各種書面の取扱いが変更となりました。  特に、事業報告書は、令和２年４月１日以後に終了する事業年度末に係る報告から適用になり  ますので、使用する様式についてはご注意ください。  　※改正内容の詳細は、[金融庁のホームページ(外部サイトを別ウインドウで開きます)](https://www.fsa.go.jp/news/r1/kashikin/20200325/20200325.html)を参考にして  ください。  １　貸金業者の各種書面への貸金業者登録番号記載の緩和  　　登録行政庁等への提出書面の記載事項となる貸金業者登録番号の括弧書を省略可能とするもの。  ２　事業報告書及び業務報告書の簡素化  　　事業報告書及び業務報告書において報告を求める項目のうち、重複及び類似する項目について  は、どちらかの報告書での報告を求めることとするもの。 |